



# 旭小だより

美咲町立 旭小学校  
平成30年 11月 12日  
文責 光嶋 昭善



## 高齢化社会を共に生きる

### ～6年 総合的な学習の時間～

第3学年以上で行われる「総合的な学習の時間」の中心となる課題に旭にかかわる郷土学習をすすめています。(くわしくは5月号)第3～5学年では、旭の産業から、旭のよさや可能性を探ろうとしています。

第6学年では高齢者福祉を取り上げています。これも、旭の現状に着目し、将来展望を子どもたちに描かせたいとのねらいがあります。

「広報みさき」に連載されている「数字で見るとみさき」によれば、美咲町の人口は現在約14000人ですが、30年後には半減して7000人と予測されています。「生産年齢者1人が高齢者(65歳以上)1人を支える」時代になると予測されています。ところが、旭地区は現在すでに、高齢化率46%、「1人が1人を支える」状態に、ほぼなっているのです。つまり、美咲町の30年後の姿があるといっているいいでしょう。

ならば、「今、旭地区での取組は、美咲町の30年後を描く取組になる」、私はそう考えます。1人で1人を支える現状があるのならば、旭にある学校は、子どもたちにも高齢者を支える力や意識を育てるべきだ。学校教育の内容として組み込み、地域、行政等(健康推進課、社会福祉協議会、地域包括支援センター)と協働して取り組みたいと考えたのです。これが、第6学年の「高齢者福祉」の学習です。(産業学習も、人口減少という現実へ立ち向かうねらいもっています。30年後、旭の人口も半減している。それは避けたいと思いませんか。)

子どもたちは、次のような体験学習を行います。

- 7月9日 高齢者疑似体験
- 10月9日 介護体験
- 11月29日 介護食体験
- 12月14日 認知症サポーター養成講座

この学習によって、即戦力になるわけではありませんが、高齢者福祉を「身近なもの」「家族のこと・自分自身の未来のこと(わがごと)」としてとらえることができ、自分にできることを家庭で、地域でしてほしいのです。

介護体験学習では、西川自治会の皆様にもご協力を得ることができました。ありがとうございました。地元のおとながいらっしゃることで、学習が現実味を帯びます。子どもたちにほどよい緊張感が生まれます。おとなだからこそ、子どもの様子を見ながら、うまく演技できます。

「畳からの起き上がり」「ベッドからの起き上がり」「いすから車いすへ」「車いすでの手洗い」この4つの体験を子どもたちは真剣に行っていました。戸惑い悩みながらも、社会福祉士、保健師の方々からアドバイスをもらいながら、自分たちで考えて“介護”をしていきました。その後の意見交流でも積極的に意見を述べる児童が多かったように思います。

思っていた以上に、子どもたちは、被介護者に話しかけていました。相手の意思を聞こうとしていました。相手の意思を尊重しながら、事を進めないとうまくできないことを実感したのではないかと思います。

この「コミュニケーション」は介護のベースにあると思うのですが、日常の人間関係作りにおいてもベースになるものです。「子どもたちが将来大きな集団に入るときに、コミュニケーション力不足が心配である」という声を耳にしています。でも、子どもたちに、その力は元々備わっています。学校だけではなく、家庭や地域で、おとなたちがコミュニケーションをとるようにしていくこと、その必要性をつくっていくことが大切なのでしょう。福祉体験学習もまた、その場の一つであると思った次第です。



介護体験



高齢者疑似体験

# 人権週間 12月4日～10日

「21世紀は人権の世紀」と言われています。今年  
は、「世界人権宣言」70周年にあたり、重点目標に  
は「みんなで築こう 人権の世紀ー考えよう 相手の  
気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心ー」  
が掲げられています。

人権は一人一人が生まれながらにもつ、幸せに  
生きる権利といえいいでしょうか。生命・財産・名  
誉の視点でみればわかりやすいとも言われますが、  
どうでしょう。法務省は啓発強調事項として 17 項目  
挙げています。〔女性の人権、子どもの人権、高齢  
者の人権、障害を理由とする偏見・差別、同和問  
題に関する偏見・差別、アイヌの人々に対する偏  
見・差別、外国人の人権、HIV 感染者・ハンセン病  
患者等に対する偏見・差別、刑を終えて出所した人  
に対する偏見・差別、犯罪被害者・その家族の人権、  
インターネット悪用による人権侵害、北朝鮮当局によ  
る人権侵害、ホームレスに対する偏見・差別、性的  
指向を理由とする偏見・差別、性自認を理由とする  
偏見・差別、人身取引、東日本大震災に起因する  
偏見・差別〕私たちの身の回りに、少なくともこれだけ  
の課題があると言ってよいでしょう。学習していないと、  
知らず知らずの内に人を傷つけているかもしれませ  
んね。

学校でも、人権について改めて考える場として、6  
月の「いじめを考える集会」や12月の「人権集会」を  
もっていますが、日常的の教育活動・学校生活の  
中でも気に掛け、取り組んでいます。

例えば、「いじめ問題」について、PTA 総会で本校  
の「いじめ問題対策基本方針」を示し、説明しました。

子どもたちに対しては、学級活動や道徳の時間だ  
けでなく、日常生活を通して人間関係作りや価値  
について指導しています。子どもたちからの悩みや  
相談にも耳を傾けるよう努めています。また、「生活  
アンケート」を年5回実施し、これをもとに子どもたちと  
教育相談をしています。保護者の方の連絡にも気を  
配っています。

こうして、「いじめかもしれない」「いじめにつながる  
かもしれない」と教職員が一人でも判断すると「いじ  
めとして認知」したことにします。「実際にいじめがある」  
かどうかではなく、「恐れ」の段階で、全教職員で対  
象となった子をしっかり見守り、本人にも周囲へも対

応していくことにしています。過敏な対応と思われる  
かもしれませんが、これが、今、求められている初動  
対応です。

人は自分と違う価値観やことから認め難いもの  
です。忠告・指導しても変わらなければ、相手を非難  
したくなるものです。しかし、それでは、お互いの人権  
を認めることはできにくいと思います。

「相手の気持ちを考える力」「違いを認め合う心」、自  
己を客観的にとらえる力、相手に寄り添う力が人権  
尊重の根底にあることは確かです。この強さに裏打  
ちされた優しさが本校のめざす児童像の一つ「まある  
い心」なのです。

## 今後の予定

日	曜	主な行事
13	火	3・4年 歯と口の教室 クラブ
14	水	集金日 アフタースクール
15	木	業間マラソン開始 3年 リース作り PTA 運営委員会 19:00
16	金	家庭地域づくり推進大会(4年以上) 13:45 町民センター
18	日	町PTA 連合親睦スポーツ大会 12:30 中央総合体育館
19	月	弁当の日 6年町内巡り
20	火	代表委員会
21	水	4校時下校(旭小中合同研修会のため) 4・5年和太鼓体験(音楽)
22	木	交通指導 PTA・町教委あいさつ運動 雅楽鑑賞会 13:50～15:20 体育館
24	土	のびサタ(郷土料理)9:00 町民センター 郡PTA 連合講演会 13:30 柵原総合文化センター
26	月	マラソン試走 児童教育相談週間(～30日)
29	木	6年 福祉学習(介護食)
30	金	人権集会
12/3	月	児童朝礼 マラソン前検診
4	火	参観日 13:20 5校時下校 PTA 人権講演会 学級懇談
5	水	マラソン大会
6	木	3年 リース作り 希望個人懇談(～7日)
7	金	6年 修学旅行(～8日)
10	月	交通指導 PTA あいさつ運動(最終) 6年 振替休業日
11	火	5年リースづくり
12	水	集金日

